

稟議規則

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(目的)

第1条 稟議に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 稟議とは第5条に定める事項について、関係役員の回議に付した後、会長の決裁を求めることをいう。

(稟議書の書式)

第3条 稟議は稟議書書式に従い、必要かつ十分な内容を記入し、必要がある場合は参考書類・図表および写真などを添付する。

(起案)

第4条 稟議書は稟議事項の主管部門が起案し、正副2通を作成する。

(稟議事項)

第5条 稟議すべき事項は次のとおりとする。

1. 重要な事業計画
2. 重要な契約の締結および解除
3. 10万円以上の寄付
4. 10万円以上の雑益および雑損
5. 経理事務規則第33条に定める理事会および会長の承認を要する固定資産の取得・処分等
6. 訴訟行為
7. 有価証券の購入および売却
8. その他重要事項

(決裁後の処置)

第6条 決裁された稟議書は、本部・総務課で保管する。

(決裁後の変更又は中止)

第7条 起案部門は、決裁された稟議事項について重要な変更を行ない、又は中止しようとする場合は速やかに変更又は中止の稟議をしなければならない。

(付則)

第8条 この規則は、平成8年9月19日から施行する。

2. この規則の改定は理事会の承認を必要とし、承認を得た日から発効する。

(付記)

平成 8年 9月 19日 制定・施行（理事会承認）

平成23年 3月 18日 確認（理事会承認）